

胆 沢 鎮 守 府 考 其 一

板 橋 源

Studies on the Chinju-fu (the Local
Government Office) in the Castle of Isawa

Gen ITABASHI

は し が き

東北地方のうちでも特に陸奥国における最初の開発期に主要な役割を果たしたものの一つに鎮守府がある。陸奥における鎮守府は出羽の秋田城と並んで蝦夷征討と東北日本辺境地域開発施策推進に当つたものであつたので、早くから諸先学によつて研究がなされている。大槻文彦博士の多賀国府考(明治35年版復軒雜纂所収)と鈴木高嶺氏(後の八代国治博士)の鎮守府考(明治33年国学院雜誌所載)とは特に著名な研究である。

本稿は先学の研究の後をうけて、鎮守府の起源・胆沢城の築営・胆沢鎮守府の創置・その機構について若干の論考をなしたものである。胆沢鎮守府の機能・鎮官人の得分・胆沢鎮守府址・歴史的意義等については紙幅に制限があつたので今回は割愛し其二・其三と順を追つて発表し大方の御示教を仰ぐことにした。

1 鎮 守 府 の 起 源

大化改新によつて天皇制古代国家主権が確立されてから早くも陸奥は行政上特別な考慮が払らわれてきた。それは主として蝦夷居住地域であつたことと辺境地域の開発効果に対する期待とによるものであつた。天武紀の5年正月条(677)によれば陸奥は畿内の国々や長門と共に大山位以上の者を任じ、それ以外の国司は大山位以下の者を任ずべきことが定められている。大山位とは天智天皇の3年(664)に制定された26位階のことであつて¹⁾、大山位は上中下の3階に分かれており、大山上は13位、大山中は14位、大山下は15位に相当している。

文武紀の大室元年3月(701)には凡海宿禰^{エフシマ}龜^{カメ}鎌を陸奥につかわして地下資源の開発を行なわせている²⁾。

翌年4月(702)には陸奥は采女と兵衛の簡点貢進を免除されている³⁾。

養老令によれば国には大上中下の4階程があり、この差等によつて地方行政官の定員と位階には第1表及び第2表の如き差別が設けられていた。陸奥は建置の当初から最上位の大国と見做されておつたらしい。大国の制度は養老令よりも古い大室令に既に設けられていた。それは職員令大国条の集解に

「古記云、問、大国撫慰与考仕令招慰、若為別。答、一種云云」⁴⁾

とあり古記は大室令の註釈書であるからである。養老令には大国とは何処何処であるかを明記していないが、国守に任命された人物の位階からみて陸奥は大国であつたと推定されるのである。その

(1) 日本書紀、天智天皇、3年2月條

(3) 續日本紀、文武天皇、大寶2年4月條

(2) 板橋源、陸奥國産金始源考、岩手史學研究、第10號

(4) 定本令集解釋義 144頁

後も変りなく、延喜民部式によれば陸奥は大和・河内・伊勢・武蔵・上総・下総・常陸・近江・上野・越前・播磨・肥後の12国と並んで共に大国であった。

国司には僚仗を給うことになっていたが、養老2年(718)から陸奥は三関国や太宰府と共に白丁を僚仗に充当することは禁ぜられ有位者を給うことになった¹⁾。

国の面積からみても陸奥は全国第1位であった。一時磐城岩代の2国が分置されたこともあつたが、それは極く短期間のことで一時的現象であつたにすぎない。面積が最大であつたのは陸奥が建置された当初以来の特殊事情にもよるものであるが、しかし乍らかかる広大な地域を1国と認容していたことは矢張り陸奥の特殊事情が当時の中央政府によつて深く是認されていた証拠の1つである。

第 1 表

地方行政官職 國等級名	守	介	掾		目		史 生	計
			大	少	大	少		
大國	1	1	1	1	1	*1	**3	9
上國	1	1	1		1		3	7
中國	1		1		1		3	6
下國	1				1		3	5

備考 * 本表は養老令によつたものであるが、これから60年後に當る寶龜6年(775)には陸奥の少目は定員2名に擴充された(續日本紀, 光仁天皇, 寶龜6年3月條)

**延暦17年(798)には陸奥の史生は5名に擴充された(延暦17年6月28日太政官符, 日本逸史)

第 2 表

位階 國等級	從五位		正六位		從六位		正七位		從七位		正八位		從八位		大初位		少初位		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
大國	守			介				大掾	少掾				大目	少目					
上國		守			介				掾					目					
中國				守							掾					目			
下國					守									掾					目

陸奥は出羽と共に調庸の京進輸納においても特例であつた。天平勝宝4年2月に陸奥国多賀以北の諸郡をして調庸に黄金を以つて輸しめることにしたのは、黄金の特産に対する国庫の需要度の高いことにもよるが、転運負担の労を省くためでもあつた。神護景雲2年9月に至つて陸奥は調庸を10年に1度京庫に進めることになつた。延喜式においても「陸奥と出羽の両国は便によつて当国に納む」とあつて、両国は調庸を京庫に進めなくてもよいことになつている。但し調庸の総額を記入

(1) 續日本紀, 元正天皇, 養老2年5日條

した計帳だけは京に進めなければならなかつた⁷⁾。

以上あげた7点は陸奥が行政上特別な考慮を払われていたことを示すものである。鎮守府が設けられたのも政治的特別考慮の一環である。

鎮守府は養老令にはない。それ以後に現実的の必要に迫られて漸次常置されるにいたつたものである。従つて、その当初においては単に鎮所とか或いは陸奥鎮所とか陸奥国鎮所と呼ばれ、その所在地についても諸説があり⁸⁾、設置された年代についても諸説があるのも⁹⁾、このためである。

鎮守府はその機能が重要であつたのにもかかわらず建置年代が正史に全くみえないのは、鎮所がそうであつた如く、現実的の必要性に迫られて漸次鎮所の機能が整備拡充されるにつれて、鎮所から鎮守府に移行していつたためであると考えられる。

従つて、鎮守府の建置年代については早くから諸説が存する。

第1、神龜元年(724)説

第2、弘仁3年(812)説

第3、承和元年(834)説

さて、神龜元年説は北畠親房の名著職原抄に「聖武天皇の元年、陸奥国内に又鎮守府をおく。府(鎮守府)と国(国衙)と相並び国事を行う」とあるものであつて、始置年代を聖武天皇の元年即ち神龜元年としている。武家名目抄もこれに従っている。

これに対して弘仁3年説は蒲生君平が鎮守將軍と鎮守府將軍との呼称に着目してその著職官志において「初め胆沢城に置くも未だ必ずしも府というべからず。その府と号せしは蓋し弘仁に官員を定めし時より始まる。而して是により官にて鎮守府將軍と称し国(国衙)と相並びて軍政をなす。……職原抄は未だ深く考えず、鎮守府をおくを以つて聖武の2年となす」とのべて、親房の所説に反対し弘仁年間においたものだと主張している。この説は、弘仁3年4月の太政官符と建武年間記とを論拠としたものである。水戸の大日本史も職官志と全く同一見解であつて、建武二年記により「東方の夷狄を鎮圧するものを鎮守府という、陸奥胆沢郡に在り十訓抄
倭名抄、嵯峨帝弘仁3年に置く建武二年記」(志部鎮守府条)とのべている。蒲生君平が論拠とした建武年間記は大日本史が論拠とした建武二年記と実は同一のものであつて、後醍醐天皇の建武2年における恩賞の条令や雑訴決断所評定所引付衆等の条令を録したものである。単に建武記ともよばれ群書類従雑部に収められている一巻本である。この建武二年記に北畠親房の子顕家の上書文なるものが引用されているが、それによれば「延元元年……源顕家卿の上書文に弘仁3年殊に勅符を下し鎮守府を建て、主帥の器を扱ひ將軍の号を授く」とある。蒲生君平も大日本史も建武二年記を論拠として弘仁3年説を主張しているが、実は建武二年記所引の顕家上書文が究極の根拠なのである。そこで問題は、神龜元年説は父親房に由来し、弘仁3年説は子顕家に由来しているということになる。

さて、父親房は南朝方の柱石であつたばかりでなく一代の碩学でもあつて延元4年(1339)には

(1) 喜田新六、令制下に於ける物資の融通運用に就いて、史學雜誌49の6

(2) 當初の鎮所を多賀城とは別個の存在であると認める立場から、鎮所の擬定地に關しては

①名取郡岩沼附近(大概文彦博士の多賀城址、喜田貞吉博士の陸奥海道驛家の廢署を論じて多賀城碑に及ぶ、歴史地理21の5。吉田東伍博士の大日本地名辭書名取鎮所址條。宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第3輯等)②仙台市西多賀の富澤附近(濱田廉氏

の陸奥鎮所、歴史地理54の6。宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第5輯)等がある。鎮所は最初から多賀城にあつたとする説は田中義成博士の多賀城碑考、史學雜誌35。内藤政恒氏の上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ、文化4の11などである。

(3) ①養老6年以前説は田中義成博士の前掲書。

②和銅6年から神龜5年までの15年の間とする説は内藤政恒氏の前掲書である。

神皇正統記を著し、その翌年興国元年に職原抄を著している。職原抄は親房が48才の時の著である。これに対して子顕家も父に劣らぬ人材であつたことは増鏡や舞御覽記によつて知られているところであるが、建武二年記所引の上書文は延元元年(1336)のものであるから、この時顕家は年齢ようやく19才であつて、職原抄の出来る4年前のことである。顕家は未だ職原抄をみていないのである。この点からだけでは、父親房48才の時の神龜元年説が正しいか、それとも子顕家19才の弘仁3年説が正しいかを決定することは困難であるが、そもそもこのような両説が出てきたのは如何なる事情によるものであろうか。

先ず子顕家の弘仁3年説から検討してみよう。この論拠は日本後紀の弘仁3年4月2日条に「鎮守の官員を定む。將軍一員、軍監一員、軍曹二員、醫師弩師各一員」とあるので、この時鎮守府機構が完備成立したと考えたものに相違ない。しかし乍ら弘仁3年説は誤つている。弘仁3年から75年も以前にあたる天平9年(737)には既に多賀城に鎮守府があつたのではないかと推定されることがある¹⁾、又弘仁3年から53年前にあたる天平宝字3年(759)には明徴があるからである²⁾。更にいうならば、弘仁3年説の論拠となつた日本後紀の弘仁3年4月条をよくみると、一見したところでは如何にもこの時鎮守府の機構が始めて確立したようにも解されるが、日本後紀のこの条の拠り所となつた太政官符が幸なことに三代格のうちに残つていのである。即ち次の如くである。

太政官符

弘 兵

定鎮守府官員事

將軍一員、軍監一員、軍曹二員、醫師弩師各一員

右彼右大臣宣稱、奉勅鎮兵之數減定已訖、其鎮官員數宜依前件。

弘仁3年4月2日³⁾

これは鎮兵の員数については従来よりも減定したが(弘仁2年閏12月に文屋綿麻呂の進言によつたものであることは日本後紀にみえている)それに伴つて鎮官の員数は以上の如く定めるといのである。この年の4月7日の官符によれば、陸奥出羽按察使の僱仗は従前3人であつたのを1人増加して4人とし、鎮守將軍の僱仗は従来3人であつたのを1名減じて2人としたことと一連の関連性があるものであつて⁴⁾、弘仁3年という年は鎮守府機構に変更を加えた一時期ではあつたが、始めて鎮守府が創置されたことを意味しているものではない。むしろ、弘仁3年以前において既に鎮守府が存在していたことを示すものである。

承和元年説は井上通泰博士の上代歴史地理新考東山道である。その論拠は承和元年7月に始めて鎮守府に府印1面を賜つているので、この時を以つて名実共に独立の官衙となつたとするるのである。従つて、厳密に言えば鎮守府創置年代をのべたものではないので、ここにその所説をかかげるのは妥当でないが参考までにのべることにした。

次に親房に由来する神龜元年説であるが、この論拠が不明である。続日本紀神龜元年条には陸奥國鎮所が散見するからであろうか。真偽両説があつて問題の多い多賀城碑にも「神龜元年歲次甲子、按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也」とあつて職原抄と一致している。現

(1) 續日本紀、聖武天皇、天平9年4月條「戊午、遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日到陸奥國多賀城、與鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章」

(2) 三代格、天平寶字3年7月23日乾政官謹奏、陸奥

國鎮守府給公廩事力事。將軍准守、將監准掾、將曹准目、若帶國者不須兼給。右件府官人、離家遠任、理須務恤。伏請自今以後、准件並給。

(3) 國史大系本頭注云、二件本宮本作三

(4) 三代格、弘仁3年4月7日太政官符

存の史料による限りにおいては、神龜元年説は陸奥鎮所即鎮守府ということと多賀城創設即鎮守府創置ということとの2条件を前提として始めて是認されてくる説である。そのうち鎮守府は鎮所から着々拡充整備されるに従つて漸次独立官府となつたものであることは前述したところである。但し多賀城が創設された当初から鎮守府であつたかどうかという点を解決すべき明証が今のところ見当らない。従つて暫く神龜元年説に拠るより外に仕方がない。

2 胆沢城の築営

胆沢城が構築されたのは桓武天皇の延暦21年(802)であることは日本紀略に

「正月丙寅(9日)遣從三位坂上大宿禰田村麿、造陸奥国胆沢城」

とあるので周知のところである。しかしこの記事は胆沢城の完成をいうているものでないことは、次にかかげる史料からも察知されるし又正月という積雪期から考えても諒解される。正月に胆沢城構築を朝議決定しその責任者に田村麻呂を任じたのである。従つて2日後の正月戊辰(11日)に駿河甲斐相模武蔵上総下総常陸信濃上野下野等の国の浮浪人4000人を「配陸奥国胆沢城」(日本紀略)とあるのも、構築に従事する一般勞務者即ち柵戸¹⁾の募集計画を策定したことを示すものである。この頃に関する正史が欠落しているので詳細を知ることは出来ないが、田村麻呂は4月頃までの間に現地に赴任した。類聚国史と日本紀略に

「4月庚子(15日)、造陸奥国胆沢城使陸奥出羽按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂等言、夷大墓公阿互利為・盤具公母礼等、率種類五百余人降」

とあるので明らかである。しかるに田村麻呂は7月甲子(10日)には夷大墓公等2人の首領を従えて入京している。7月己卯(25日)には百官が表を奉つて「平蝦夷」を賀している。8月丁酉(13日)に、田村麻呂は大墓公等2名の助命を進言したが朝議の容れるところとならず2虜は河内国で斬られた。この後田村麻呂は再度下国したかどうかは明証を欠くので不明であるが、それは兎に角として田村麻呂の不在中から年の末にかけて現地に留まり實際の所務に當つて功のあつたのは鎮守軍監道嶋御楯である。それは7月25日に百官が賀を表したことを日本紀略は「平蝦夷」と表現して、胆沢城落成とはいっていないからである。田村麻呂入京の頃には未だ胆沢城は落成していないことを思わしめる。この想定は更に類聚国史に

「十二月庚寅(8日)鎮守軍監外從五位下道嶋宿禰御楯為陸奥国大國造」

とあるので確認される。大國造は破格の恩賞であつた²⁾。御楯が田村麻呂の在国中に田村麻呂を助けて胆沢城を完成していたのであつたならば、田村麻呂の帰京後直ちに彼の執奏により賞に与るべき筈である。しかるにそのことが12月であつたことは田村麻呂の留守をよく努め胆沢城構築にも殊功をいたしたのは御楯であるという傍証である。

元來道嶋は陸奥の名族である。道嶋族のうち最も史上にあらはれているのは島足である。彼は牡鹿郡の人で体貌は雄壯、志気は驍武で馳射に長じていた。本姓は丸子。天平勝宝5年(753)に牡鹿連と賜姓。早くから郷国を去つて在京したらしく新賜姓の4年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際には田村麻呂の父苅田麻呂と共に奈良麻呂方から武勇人として注目されていた人物である。果せるかな、天平宝字8年(764)に惠美押勝逆謀のとき苅田麻呂と共に大功をあげ從7位上から從4位下に一躍昇進し官は授刀少將に進み且つ牡鹿宿禰と賜姓された。後に姓を道嶋宿禰と賜はり累進して神護景雲元年12月に陸奥国大國造となつた。大國造の初見である。延暦2年正月(783)に歿した。

(1) 板橋源, 柵戸考, 岩手大學學藝學部研究年報 第2卷

(2) 板橋源, 陸奥國大國造考, 岩手大學學藝學部研究年報 第4卷

姓氏よりみて島足と同族と考えられる道嶋三山は天平神護元年12月(765)外従五位下となり神護景雲元年7月(767)陸奥少掾となる。同年10月に伊治城が成るに及んでその功を賞した勅のうち、三山の業績を特に讃えて

「見陸奥国所奏、即知伊治城作了、自始至畢、不滿三旬、朕甚嘉焉。天臨危忘生、忠勇乃見。衝綸遂命、功夫早成、非但築城制外、誠可減戍安辺、若不褻進、何勅後徒……其外従五位下道嶋宿禰三山、首建斯謀、修成築城、今美其功、特賜従五位上」

とのべている。外位から従五位上という内位に入内することは驚い恩典によるものである。この恩賞があつて2ヵ月後には陸奥国造に任ぜられたのは、伊治城築營の功によるものであつた。翌2年2月に鎮守府兼軍監(本官は大掾)となり、神護景雲3年2月に陸奥員外介となつている。

道嶋御楯も島足や三山と同族ではないかと思われる。延暦8年6月の征夷將軍の奏言によると、賊帥夷阿互流為の本拠を征討したとき官軍は敗北し戦死25人、矢に傷くもの245人、河に投じ溺死する者1036人、裸身泳ぎ帰つた者1257人という有様を呈した。乱軍のなかにあつて別將として従軍していた御楯は出雲諸上等と共に沈勇よろしく官兵の余衆を引率して帰還したことがあつた。前述した如く三山が伊治城築營に殊功をあげたので陸奥国造となつたことを思うと、勇気沈着な為人の御楯が大国造となつたのも胆沢城築營の功によるものであつたと推定してよいのである。胆沢城の落成は延暦21年中である。延暦23年正月に征夷大將軍田村麻呂の麾下で御楯は副將軍となり、大同3年6月に鎮守府副將軍となつた。

以上によつて、胆沢城は延暦21年正月にその築營計画が策定され、おそくも4月頃には造陸奥国胆沢城使として田村麻呂が下向主宰し、道嶋御楯はこれに協力して年内に完成したものであることを御楯が大国造に任ぜられたことから論証した。更にこれを裏づけるのは日本紀略の翌年2月癸巳(12日)条に

「令越後国米三十斛、塩三十斛、送造志和城所」

とあり、更に

「三月丁巳(6日)是日、造志波城使従三位近衛中将坂上田村麻呂辞見、賜彩帛五十疋、綿三百屯」

とある記事である。延暦21年の翌年早々2月には志波城造營の準備がなされ、3月にはそのために田村麻呂が辞見しているのは、前年中に胆沢城が完成していたことの傍証である。

3 胆沢鎮守府の創置

胆沢城の築營完成は延暦21年であるが、築營と同時に鎮守府が多賀城から胆沢城に移されたものであろうか。正史が散逸しているので明証がない。

日本後紀によれば、延暦23年正月19日条に蝦夷を征ずるために武蔵上総下総常陸上野下野陸奥等の繃14315石・米9685石を陸奥国小田郡中山柵に運んでいる。この時に征夷鎮守の根拠地である鎮守府が既に胆沢城に移駐していたのであつたならば、胆沢城にこそ軍糧が運送貯蓄さるべきであるのに小田郡中山柵に運送されたことに疑義が生ずる。中山柵は登米郡中津山に擬定されているが、とにかく多賀城の北である。策戦上1日行程たりと雖も作戦行動地域に近く軍備を充足することが有利であるから、かかる措置がとられたものであろう。そうであるとするならば、この時には鎮守府は依然として多賀城にあつて、胆沢と志波の2城は共に築營間もない前哨の1基地たるにすぎなかつたものと考えられる。この想定を裏づけるものは、4ヵ月後に当る5月に陸奥国が志波城と胆沢城とは相去ること162里で山谷が峻しく往還が困難であるから小路の制度に准じて中間に1駅を置きたいと奏上して許可されていることである。令制によれば駅は30里ごとに置くのが通則であ

り、駅馬を20疋常備するのが大路、10疋は中路、5疋は小路であつた。志波城を前面に控えているとはいうものの、胆沢城との連絡がかくの如く不十分なものであるとするならば、胆沢城は前哨基地たりうるが鎮守府の地たるためには余りにも接壤地に露出しすぎて危険が多い。

志波城は延暦22年の初めに造営が企画され3月に造志波城使従三位行近衛中将坂上田村麻呂が辞見下向し翌年5月には竣工しているの、少くも志波城造営中の延暦22年には胆沢城に鎮守府が移駐されたとは考え難い。

鎮守府が胆沢城に進駐していたと考えられる傍証は大同3年(808)にみえる。大同3年は延暦21年から6年目に当る。即ち日本後紀の同年7月4日条の勅に「それ鎮將の任は功を辺戍に寄す、不虞の護りは暫くも欠くべからず、今聞く、鎮守將軍従五位下兼陸奥介百濟王教俊は遠く鎮所を離れ常に国府に在り。もし非あらば何んぞ機要を濟せんや」と鎮守將軍に誠告を与えている。教俊は將軍であり乍ら遠く鎮所に居らず後方の多賀国府に居つたからである。

そこで胆沢城に鎮守府が移駐したのは延暦23年から大同3年までの5年間のうちであると考えられるのであるが、ここにおいて田村麻呂の閥歴と合考して推定年代を考えてみることにする。

田村麻呂は延暦22年3月6日に造志波城使として辞見下向したことは前述したが、翌23年8月には帰京し造西寺長官となつている¹⁾。この後は彼が歿するまで陸奥に下向していない。即ち延暦23年8月を以つて彼が辺境に功を立て終つたのである。爾後彼が宮廷にあつて重く登用され、存命中既に辺要の最高功勞者を以つて目されていたことを思うならば、胆沢城に鎮守府を移したのは田村麻呂であり、その時期は胆沢城が竣工し、胆沢城の前哨としての志波城も完成し、且つ志波と胆沢の連絡交通路も一応整備された頃即ち延暦23年頃ではなかつたかと推定されるのである。蝦夷を武力で征討した功將ならば田村麻呂の以前にもあるし彼の以後にもある。しかし鎮守府を北進させて辺境地域開發の大本を統治機構の上で確立したのは田村麻呂1人であつたが故に、彼の名聲が既に存命中において高かつたものであろう。

4 胆 沢 鎮 守 府 の 機 構

鎮守府は鎮所から漸次現実的の必要に迫られて拡充整備されて出来上つたものであるから、その機構成立も永い沿革を辿っている。機構の全容を示す最初のもは次の史料である。

「天平宝字3年7月23日、乾政官謹奏、陸奥国鎮守府給公廩事力事。

將軍准守、將監准掾、將曹准目。若帶国者不須兼給。

右件府官人、離家遠任、理須矜恤、伏請自今以後、准件並給。」²⁾

これによつて將軍・將監・將曹があつたことがわかる。鎮守府機構の上層官人である。鎮守府の將監と將曹が正史に初見するのはこの時である。しかし当初からかかる構成をもつていたとは断じ難く10年前に当る続日本紀天平勝宝元年閏5月(749)条には「鎮守判官従五位下大野朝臣横刀」がみえている。判官とはいうものの位階からみて相当の官職である。天平宝字4年即ち將監將曹の初見する翌年の続日本紀正月条に鎮守軍監正六位上葛井連立足・鎮守軍監従六位上大伴宿禰益立と鎮守軍曹従八位上韓^{コウノシヤツ}袁哲がみえているので、この頃將監を軍監に將曹を軍曹に改めたものであろう。天平宝字3年格の將監將曹は格文の文飾となすのは当らない。將監將曹が令外の官として近衛府に設けられたのは天平神護元年で後のことであるからである。さてここには軍監2名がみえているが続日本紀宝龜11年3月条にも「軍監軍曹各2人」とあるので、各2名が最初からの定員であつたらしい。弘仁3年以後軍監は定員1名となつた。

(1) 日本後紀、延暦23年8月7日條

(2) 三代格、前出

前掲の天平宝字3年格には副将軍がみえていないのに、これより先天平宝字元年6月条には兼副将軍がみえているし、3年格の翌年正月条にも陸奥介兼鎮守副将軍がみえている。これは副将軍は任命されてはいるが常置の官でなかつたのではあるまいか。軍監軍曹にまで公廩事力があつたのに副将軍がこれらに与らぬのは、かく解す以外に途がないのである。副将軍は奈良朝末から弘仁初頭にかけて征討事業が強行された時期に機に応じ臨時におかれたものであつたことが第3表からもうかがはれる。第3表によれば鎮守副将軍24例中兼任が11例で最も多く、権任3例権兼任1例であつて以上の総計が62.5%にも当る。正官は9例で全体の37.5%にしかすぎない。即ち兼任が多いことも権官があつたことも、そして弘仁3年以後は正史にみえないこともいづれも副将軍は常置の官ではなかつたことを思はせるのである。更にいうならば、その定員についても、鎮官料配分規準にも僥仗事力賜給規定にも副将軍のことは全くみえていないのは常置の官でなかつたからであろう。たとえ常置されたとしても弘仁3年までであつて、胆沢鎮守府創置後の僅か8年しか存在しなかつたものであるから第4表胆沢鎮守府機構一覧表からは副将軍を省略し権任官人に含めた。

鎮守府機構は弘仁3年4月2日太政官符にも明瞭である。将軍1・軍監1・軍曹2・医師1・弩師1であつてここにも副将軍はみえていない。

第3表 鎮守府副将軍表

天皇	年 月	紀元	鎮守府副将軍	文献	備考
孝謙	天平元. 6	757	陸奥守從五位上佐伯全成爲兼副将軍	續紀	惠美押勝軍功
淳仁	" 3. 7	759	将軍将監将曹に公廩事力あれど副将軍不見	三代格	
"	" 4. 正	760	陸奥介兼鎮守副将軍從五位上百濟足人進一階	續紀	桃生城造
"	" 5. 正	761	從五位下大伴益立爲陸奥鎮守副将軍	"	征夷軍功
"	" 6. 閏12	762	從五位上田中多太麻呂爲陸奥兼鎮守副将軍	"	
稱徳	神景護雲元. 7	767	備前守正五位下石川名足爲兼鎮守副将軍	"	伊治城造
"	" 2. 2	768	陸奥介從五位下田中安麻呂爲兼鎮守副将軍	"	城柵
光仁	寶龜5. 7	774	河内守從五位上紀廣純爲兼鎮守副将軍	"	征夷
"	" 7. 5	776	近江介從五位上佐伯久良麻呂爲兼陸奥鎮守權副将軍	"	"
"	" 8. 12	777	近江介從五位上佐伯久良麻呂爲鎮守權副将軍	"	令鎮出羽
"	" 11. 2	780	兼鎮守副将軍從四位下紀廣純爲參議	"	
"	" 11. 3		從五位下大伴眞綱爲鎮守副将軍	"	征夷
"	" 11. 6		從五位上百濟王俊哲爲鎮守副将軍	"	"

胆 沢 鎮 守 府 考 其 一 (板橋)

"	天 應 元. 12	781	陸奥守正五位上内藏全成爲兼鎮守副將軍 [○]	"	征 夷 功
桓 武	延 暦 元. 6	782	外從五位下安倍猿島臣墨繩爲權副將軍 [×]	"	民 政 刷 新
"	" 4. 2	785	從五位上多治比宇美爲陸奥按察位兼鎮守副將軍 [○]	"	
"	" . 5		從五位下百濟英孫爲鎮守權副將軍 [×]	"	
"	" 6. 2	787	陸奥介從五位下佐伯葛城爲兼鎮守副將軍 [○]	"	
"	" . 2		從五位下池田眞枚爲鎮守副將軍	"	
"	" 7. 2	788	外從五位下安倍猿島臣墨繩爲副將軍	"	征 夷
"	" 8. 10	789	從五位下巨勢野足爲鎮守副將軍	"	"
"	" 10. 2	791	陸奥介從五位下文屋大原爲兼鎮守副將軍 [○]	"	"
平 城	大 同 3. 5	808	從五位下坂上大野爲陸奥鎮守副將軍	後 紀	"
"	" . 6		外從五位下道嶋御願爲陸奥鎮守副將軍	"	"
嵯 峨	弘 仁 2. 3	811	鎮守副將軍外從五位下物部足繼見	"	"
"	" 3. 4	812	將軍軍監軍曹醫師弩師有, 副將軍不見	三代格	

備考 副將軍は1名とは限らず必要に応じては2名任命されることもあつたらしい。

胆沢鎮守府の機構を表示すれば第4表の如くである。この機構はいつ頃まで存続したかは明らかでないが、その機能が衰微したのは大体10世紀末から11世紀初頭と考えられるので、機構の崩壊も機能の衰微と同じ頃であつたと想定される。その詳細については胆沢鎮守府の機能の項において述べるので、ここには省略する。

第 4 表 胆 沢 鎮 守 府 機 構 一 覧 表

職 官 職 種	定 員 又 は 人 数	賜 給 人 員
將 軍	1 名	俵 仗 (大同 5 年 10 名, 後 3 名, 弘 仁 3 年 以 後 2 名) 護 身 (大同 5 年 10 名) 事 力 (天平寶字 3 年 8 名)
軍 監	2 名 弘 仁 3 年 以 後 1 名	俵 仗 (大同 5 年 各 7 名, 弘 仁 3 年 以 後 1 名) 護 身 (大同 5 年 各 7 名) 事 力 (天平寶字 3 年 以 後 各 5 名)

軍曹	2名	備 仗 (大同5年各5名, 弘仁3年以後各1名) 護 身 (大同5年以後各5名) 事 力 (天平寶字3年以後各4名)
府 掌	承和10年始置 2名	護 身* 事 力 (貞觀11年6各名)
醫 師	1名	護 身* (3名*) 事 力 (4名)
弩 師	1名	護 身* (3名*) 事 力 (4名)
陰 陽 師	1名	護 身* (3名*) 事 力* (4名*)
備 仗 ^o	大同5年以後計 34名 弘仁3年以後計 5名	護 身 (大同5年以後各3名, 弘仁3年以後各2名) 事 力 (各2名)
蝦夷譯語*	1名*	
講 讀 師*		
健 士	300名*	
護 身 ^o	約145~46名*	
鎮 兵	500名以下	
令 制 兵 士	約400名*	
事 力 ^o	約118~50名*	
柵 戸		
權 任 官 人		

備 考 1) 上掲の職官職種は時代によつて存否に出入があり且つ定員に移動もあるので、同一時代にすべてが
並存したとは見做されない。一應の復原構成である。

2) *印は不確實なるもの、○印は本表において重出せるものたることを示す。

3) 副將軍は本文にのべた如き主旨によつて權任官人に含め特に掲げることが止めた。

第4表の職官職種のうち前述しなかつたものにつき以下若干の説明を加えることにする。

①府掌 承和10年(843)即ち胆沢鎮守府創置後40年程経て始置され帶刀把笏を許されている。但し
続日本後紀承和10年9月条では始めて1員をおくとあるが三代実録貞觀11年2月条には鎮守府の府

掌2名に職田各2町を賜うとあつて人数が符合しない。府掌は始置の当初から2名であつて続日本後紀が1名といつているのは誤記若しくは誤字誤伝に相違ない。何故ならば貞観11年2月20日太政官符には「応給鎮守府府掌二人職田各二町事」とあるばかりでなく明瞭に「鎮守府牒称、檢案内依太政官去承和十年九月十九日符、准国置府掌二員、夫府掌之職府国惟同、而久経年紀未給職田」とあるからである。2名が定員で恒常化していたことは延喜民部式にも「凡陸奥鎮守太宰等府国、府掌各二人、每人給職田二町」とあるので知られる。

②医師 令制によれば典藥寮の医師は定員10名で従七位下相当官であつたが、陸奥国の医師は延暦15年以後官位は少目に准じ従八位下相当官となつているから¹⁾、鎮守府の医師にも事力が4人あつたものであろう。鎮守府医師の初見は大同3年7月であるが始置年代は明らかでない。思うに弩師と同じ頃におかれたものであろう。定員は1名²⁾。陰陽師と同様、博士侍医等の拳状を得て補せられる規定である³⁾。

③弩師 鎮守府に常置された年代は正史に欠けているが、天平宝字3年(759)を上限としおそくも宝龜6年(775)までの間に設けられた。考証は省略して別稿にゆずる。陸奥国衙の弩師は鎮守府よりもおくれ承和4年に設けられている⁴⁾。定員は当初から1名であつたらしい⁵⁾。初めは式部省の補任であつたが、次いで式部兵部両省の所管となり天長5年にいたつて兵部省の所管一本となつた⁶⁾。目に准じ事力4人を給された。

④陰陽師 令制によれば陰陽寮の陰陽師は占筮相地を掌り定員6名、位階は博士より1階下の従七位下相当であつた。鎮守府陰陽師の職掌は元慶6年9月29日太政官符に「軍団の用は卜筮尤も要たり。漏刻の調又その人にあり。しかして昔より此の府に陰陽師なし。怪異あるごとに国に向つて占せしむ。往還10日、僅かに吉凶を決す。若し機急あらば何ぞ物変を知らんや」とあるので明らかである。始置年代が元慶6年であつたこともわかる。官位は令制に准ずるとすれば従七位下であるが医師の例に准ずるとすれば従八位下であつたと類推される。今暫く医師に准ずるものとすれば事力4人があつたことになる。

⑤僱仗 補任の初見は和銅元年3月で太宰師8人、太宰大弐と尾張守に各4人、三関国守に2人を賜はり、考選事力公廩田はすべて史生に准ずるものであつた。その後同5年5月に近江守に2人を賜はり養老5年5月には三関国守・太宰師・陸奥守僱仗に白丁をとることが禁じられた。かくして僱仗制度は天平元年5月頃に確立したらしい。鎮守府官人に僱仗を賜つたのは大同5年5月が初見である。この時將軍10人、軍監7人、軍曹5人であつたが後減じて將軍3人となり、弘仁3年以降2名となり軍監軍曹各1人となつた⁷⁾。その後延喜を経て康保の頃まで將軍僱仗定員2名は不変であつた⁸⁾。

鎮守將軍は兵部省の所任であるのに將軍の僱仗は式部省の所掌であつたので、承和14年(847)に將軍と同様に兵部省の所任となつた⁹⁾。朝野群載に補任書式がみえている。

任鎮守府僱仗

太政官符 陸奥国司並鎮守府

(1) 日本後紀、延暦15年10月條及び延暦15年10月28日

太政官符

(2) 三代格、弘仁3年4月2日太政官符

(3) 延喜兵部省式

(4) 續日本後紀、仁明天皇、承和4年2月條

(5) 三代格、弘仁3年4月2日官符及び日本後紀同日

條

(6) 三代格、天長5年正月23日格

(7) 同上、弘仁3年4月7日官符及び日本逸史

(8) 延喜治部式及び兵部式

(9) 三代格、承和14年閏3月25日官符

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去四月十九日、任鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝僣仗畢、国府宜承知、符到奉行。

右中弁源朝臣保光 左少史吉志宿禰

康保二年五月廿五日

⑥蝦夷訳語 征夷に当り「訳語人」の初見するのは続紀養老6年4月条であるが、この記事では日本語に曉通した蝦夷を訳語人に登用したものであるか、或いは夷語に通じた日本人を充当したものが明らかでないし、更に常置の職掌かも明らかでない。しかし蝦夷には「夷語」があつたことは続紀延暦18年2月条によつて明らかである。三代実録元慶5年条に「五月三日庚戌、授陸奥蝦夷訳語外從八位下物部斯波連永野外從五位下」とあるので陸奥に蝦夷訳語官人があつたことがわかる。しからは蝦夷と接触する機会の最も多い鎮守府に居つたものと想定されるので掲げることとした。外從八位下という位階は大国の少目に准ずるものである。創置年代も定員も全く不明であるが、弘仁6年正月に太宰府に新羅訳語1人をおいているから蝦夷訳語も1人であつて、有事に適任者があつた場合におかれたものであろうか。

⑦講読師 延喜太政官式に「陸奥鎮守府諸国講読師」とみえ、貞観18年6月19日官符に鎮守府で最勝王経を講じ吉祥悔過を修したことと符合するので、若干の疑義を存しつつもここにかかげることとした¹⁾。

⑧護身 天平5年11月14日勅符により国司以下軍毅以上に給された側近護衛の兵士であつて、守8人、介6人、掾5人、目3人である。但し鎮奥の城塞に派遣された場合には守10人、介8人、掾7人、目5人、史生僣仗各3人、大小毅各2人という規定であつたが鎮官人はこの例に隙れていた。大同5年(810)にいたつて鎮官人にも給されるようになったことが大同5年5月11日官符によつて判明する。しかしこの官符には欠字があるので詳細を知ることができない。思うに護身は將軍軍監軍曹僣仗に給されたことは確実で、醫師醫師陰陽師にも給されたものであろう。それは天平宝字3年7月23日乾政官謹奏に公廩と事力を給う規準を將軍准守・軍監准掾・軍曹准目とあるからである。即ち定員は將軍10人・軍監7人・軍曹5人・僣仗3人で、醫師醫師陰陽師にもあつたとすれば史生に准じ各3人であつたらう。府掌にも給されたらしい。護身は一般国司に給され特に鎮奥の国司は優遇されていたからである。

⑨事力 天平宝字3年(759)以来鎮官人に給されたもので、屢々引用した天平宝字3年7月23日乾政官謹奏と軍防令とから將軍8人・軍監5人・軍曹4人であつたと推算される。

元來事力とは令集解に

「古記云……問、国司公廩田以誰人作、答役事力作也²⁾

とあるから大宝令以来の制であつて職分田の耕作に當つたものである。事力の食は庸米を以つて充ちた³⁾。

京官の職分田は大抵畿内若しくは近傍にあつたが外官である鎮官人の職分田は果して何処にあつたものであろうか。延喜兵部式は「凡鎮守府官人不得任陸奥国人」という基本方針を明示している。そうであると鎮官人の職分田は鎮守府所在地近傍にあつたとは断言し難くなり、従つて事力は鎮守府に居なかつたことになりそうである。更に大同5年5月11日官符には

(1) 延暦25年3月17日官符及び續紀承和9年3月條によれば佛事は國分寺僧が事に臨んで行つたらしい點もある。大方の教示により後考にまつことにする。

(2) 定本令集解釋義 330頁

(3) 延喜兵部式下

陸奥国、元来国司鎮官等各以公廩作差、令舂米四千余斛、雇人運送、以充年糧。雖因循年久、於法無拋。但辺要之事、頗異中国。何者苜田以北近郡稻支軍糧、信夫以南遠郡稻給公廩。其去国府二三百里、於城柵七八百里、事力之力、不可舂運

とみえている。従つて事力は鎮守府所在地に居つたものではないと考えられる。鎮官人に対する賜給人員としては重要なものであつたので第4表にかかげて機構一般を察知するの資に供した。

貞観11年以後府掌にも事力が給された。何故ならばこの時府掌に職田2町を賜うことになつたし、事力は職田耕作者であるからである。第5表から推算して府掌の事力は6人であつたことを知る。医師醫師陰陽師の事力は各4人で僱仗の事力は2人であつたことも第5表から推算できる。

第 5 表

官	大	上 大	中 上	太 宰	下 大	中 大	中	史	文
職	國	國 國	國 國	大 少 大	國 國	國 國	國		
名	守	守 介	守 介	監 監 事	守 掾	掾 目	目	生	獻
職									田
田(町)	二・六	二・二	二・〇	二・〇	一・六	一・二	一・〇	〇・六	令三一條
事									軍防
力(人)	八	七	六	六	五	四	三	二	令五一條

⑩権任官人 鎮官の権任官人に関しては仁和元年(885)¹⁾、延喜太政官式・兵部式・交替式にみえているが、その職種は不明である。常置のものではあるまい。

統群書類從拾輯所収長徳2年大間書(996)には軍監軍曹の権官がみえているが、これは年官制を意味しているものであつて、鎮守府機構及び権能の崩壊過程を示している。

⑪健士・令制兵士・鎮兵・柵戸 これらについては既に論述したことがあるので、要点のみを摘記する²⁾。

鎮兵制度は元正天皇の御代頃に発生し聖武天皇の治世に整備された令制外の兵制で東北地方特有のものである。常に城柵に本属し「以つて諸塞を守り」(神護景雲3年正月条)「要害に鎮する」(宝龜6年10月条)ことが主要任務であつたが城柵の築造に当ることもあつた(天平宝字2年12月条)。しかし城柵築造の如きは火急臨時の措置であつて、かかる土木築營に専当するのは柵戸であつた。柵戸は城柵における一般勞務者である。鎮兵は日糧2升が官給され平安初期の征夷が一応安

(1) 類聚符宣抄、大系本 208頁

卷

(2) 板橋源、陸奥出羽鎮兵考、岩手史學研究第8號。

板橋源、陸奥出羽柵戸移配變質考、同上第5卷。

板橋源、柵戸考、岩手大學學藝學部研究年報第2

定してからは減給され元慶頃には 1.6 升となつている。

弘仁6年胆沢城の配置兵員は令制兵士400人、健士300人であつた。健士というのは全国的に健児制度がとられた延暦11年頃に東北辺要国に設けられた兵制で健児のことである。常時緊張状態にある軍務に当らねばならぬ東北の健児を特に健士と称したのである。

さて胆沢鎮守府配属の鎮兵員数についてであるが、その当初は500人であつた。弘仁6年に一時廃されて令制兵士と健士だけになつたこともあるが、しかし間もなく復置された。延喜兵部式には鎮兵陸奥500人・出羽650人とある。そして出羽の鎮兵は出羽国軍団には1名も配属されずに前線基地であつた秋田城に450名、雄勝城に200名、計650名となつている。この点から考えると陸奥の鎮兵500名も軍団や多賀国府に配属されたとは考え難く、胆沢鎮守府か、乃至は胆沢城と徳丹城の2城柵に分置されたものに相違ない。弘仁6年に一時陸奥の鎮兵1000人が廃されたが、この時までの鎮兵配属は胆沢城500人、徳丹城500人であつたことから、以上の如く想定されるのである。

備考 本稿は文部省科學研究助成金による研究成果の一部である。附記して學恩に感謝する次第である。